

——よりよい環境を未来につなぐために——

令和4年6月

ダイオキシン類対策 特別措置法のしおり

——届出と規制について——
ダイオキシン類対策特別措置法

金 沢 市

目次

第1項	設置者の義務	2頁
第2項	届出について	2頁
第3項	特定施設と排出基準	
	1. 大気基準適用施設	4頁
	2. 水質基準対象施設	5頁
第4項	設置者によるダイオキシン類の測定について	7頁
第5項	公害防止管理者の設置について	7頁
第6項	罰則について	7頁
第7項	廃棄物焼却炉におけるその他環境関連法令との関係について	8頁

～ダイオキシン類対策特別措置法の目的～

平成12年1月に施行されたダイオキシン類対策特別措置法は、ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることにかんがみ、ダイオキシン類による環境の汚染を防止するために、必要な規制・措置等を定めることで、国民の健康の保護を図ることを目的としています。

～主な用語の解説～

1. ダイオキシン類とは

この法律における「ダイオキシン類」とは、次に掲げる物質のことを言います。

- ア. ポリ塩化ジベンゾフラン
- イ. ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン
- ウ. コプラナーポリ塩化ビフェニル

2. 特定施設

「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、廃棄物焼却炉等の施設であってダイオキシン類を発生し、これを含む排出ガスを排出するもの（大気基準適用施設）、又はこれを含む汚水・廃液等を排出する施設（水質基準対象施設）で政令で定めるものをいいます。

(1) 大気基準適用施設

「大気基準適用施設」とは、大気排出基準が適用される特定施設をいいます。施設の種類及び排出基準については4頁を参照してください。

(2) 水質基準対象施設

「水質基準対象施設」とは、水質排出基準に係る特定施設をいいます。施設の種類及び排出基準については5頁を参照してください。

なお、「水質基準対象施設」には下水道に接続しているものや、ダイオキシン類を含む汚水・廃液を事業場内で循環利用するなど、公共用水域に排出しない施設も含まれます。

～公害防除施設資金の融資制度について～

市では中小企業の方々のために、公害の防止に必要な資金について融資制度を設けております。この制度について詳しい内容をお知りになりたい方は、金沢市環境政策課までお問い合わせ下さい。

第1項 設置者の義務

1. 特定施設設置者の義務

- ① 特定施設を設置しようとするものは、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 様式第1号により、特定施設の設置の届出を行うこと。(特定施設の設置の届出)
また、その届出内容を変更しようとする場合、同様式にてその内容を届出ること。(特定施設の変更の届出)
→ 届出については2頁参照
- ② 特定施設から発生する排出ガス及び排水・廃液は排出基準に適合したものとすること。
→ 排出基準については4頁参照
- ③ 工場、事業場から発生する排出ガス及び排水・廃液が、排出基準に適合しているかを年に1回に測定し、その結果を金沢市長まで報告すること。
→ 自主測定については7頁参照
- ④ 事業者は、事業活動に伴って発生するダイオキシン類による環境の汚染の防止するために必要な措置を講じなければならない。

第2項 届出について

特定施設を設置している(しようとする)事業者は、その場合に応じて下記の届出をすることがダイオキシン類対策特別措置法により、義務付けられています。

番号	届出の種類	内容	様式 (※1)	届出部数	提出期限
1	特定施設 設置届出	工場、事業場に施設を設置しようとする場合	第1号 (※2)	2部	施設を設置する60日以前
2	特定施設 使用届出	一の施設が当該施設となった際、現に施設を設置している場合	第1号 (※2)	2部	当該施設が特定施設となった日から30日以内
3	特定施設 変更届出	1または2の届出に係る施設の構造、使用の方法及びばい煙の処理または防止の方法を変更した場合	第1号 (※2)	2部	施設を変更する60日以前
4	氏名等 変更届出	1又は2の届出に係る氏名、住所、または工場名、事業場名、所在地を変更した場合	第3号	2部	変更の日から30日以内
5	特定施設 使用廃止届出	1または2の届出に係る施設の使用を廃止する場合	第4号	2部	施設を廃止した日から30日以内
6	特定施設 承継届出	1または2の届出者の地位(譲受、借受、相続、合併による)を承継する場合	第5号	2部	地位を承継した日から30日以内

※ 1 ダイオキシン類対策特別措置法施行規則に定める様式

※ 2 上記1～3の届出には、次頁別表1又は2の書類を添付してください。

○ 大気基準適用施設に係る特定施設設置（使用）届出書提出時の添付書類（別表1）

	書類の名称	説明
1	ダイオキシン発生抑制のための構造上の配慮及び運転管理に関する事項を記載した書類	ダイオキシン発生抑制のため、構造上の配慮、運転管理について記載されたもの。
2	排出ガスの発生及び排出ガスの処理の系統並びに排出ガスの測定箇所を記載した書類	排出ガスの発生及び排出ガスの処理を系統的に説明したもの。なお、測定箇所を赤で示す。
3	付近の見取図	付近の見取図に工場又は事業場の位置を赤で示す。
4	特定施設及び発生ガスの処理に係る施設の設置場所図	工場又は事業場内の特定施設及び発生ガスの処理に係る施設の設置場所を赤で示す。
5	特定施設及び排出ガスの処理に係る施設の構造図	
6	排出ガス量の計算書	最大排出ガス量を計算したもの。
7	原料・燃料の成分表	原料・燃料の種類、発熱量及び組成等が記載されたもの。

○ 水質基準対象施設に係る特定施設設置（使用）届出書提出時の添付書類（別表2）

	書類の名称	説明
1	ダイオキシン発生抑制のための構造上の配慮及び運転管理に関する事項を記載した書類	ダイオキシン発生抑制のため、構造上の配慮、運転管理について記載されたもの。
2	用水及び排水の系統を記載した書類	排水の発生及び排水の処理を系統的に説明したもの。
3	特定施設、汚水等の処理施設、給排水経路及び排水口の位置を明記した事業場平面図	敷地内の建築物、特定施設、排水処理施設の配置図及び建屋内施設配置図。各配置図には、給水の経路を青線、排水の経路を赤線で記入すること。
4	特定施設を含む操業の系統図	工程が分かるフローチャート。汚水等の発生源となる工程には、そこから排出される水量及び水質をできるだけ記入すること。
5	汚水等の処理の系統図	汚水等の処理の方法・処理のフローチャート。
6	特定施設の構造図、汚水等の処理施設の構造図・設計図書等	特定施設の設計図面・仕様書、排水処理施設の設計図面・設計計算書・仕様書。
7	事業場の位置及び排水が主たる公共用水域へ至るまでの経路を明記した地図	付近の見取図に排水が当該事業場から公共用水域に至るまでの経路を記入した地図。

第3項 特定施設と排出基準

1. 大気基準適用施設 (ダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第1)

番号	特定施設名	規制対象規模		排出基準	
				新設	既設(H12.1.14以前)
1	焼結鉍の製造の用に供するもの (銑鉄製造用に限る)	原料の処理能力 1 t/h 以上		0.1 ng-TEQ/Nm ³	1 ng-TEQ/Nm ³
2	製鋼用電気炉 (鋳鋼、鍛鋼用は除く)	変圧器の定格容量 1,000 kVA以上		0.5 ng-TEQ/Nm ³	5 ng-TEQ/Nm ³
3	亜鉛回収用(※1)焙焼炉、焼結炉、 溶鉍炉、溶解炉、乾燥炉	原料の処理能力 0.5 t/h 以上		1 ng-TEQ/Nm ³	10 ng-TEQ/Nm ³
4	アルミニウム合金製造用(※2) 焙焼炉、溶解炉、乾燥炉	焙焼炉 乾燥炉	原料の処理能力 0.5 t/h 以上	1 ng-TEQ/Nm ³	5 ng-TEQ/Nm ³
		溶解炉	容量 1 t 以上		
5	廃棄物焼却炉(※3)	火床面積	処理能力	-	-
		0.5 m ² 以上	4 t/h 以上	0.1 ng-TEQ/Nm ³	1 ng-TEQ/Nm ³
		又は焼却能力	2 t/h ~ 4t/h	1 ng-TEQ/Nm ³	5 ng-TEQ/Nm ³
		50 kg/h 以上	2 t/h 未満	5 ng-TEQ/Nm ³	10 ng-TEQ/Nm ³

- ※ 1 製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。
- ※ 2 原料としてアルミニウムくずを使用するものに限る。
- ※ 3 その他環境関連法令に基づく届出が必要な場合があるので、8頁を参照してください。

2. 水質基準対象施設 (ダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第2)

番号	特定施設名	排出基準 新設、既設一律
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設	10 pg-TEQ/L
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
10	2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設	
11	8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジインドロ [3・2-b : 3'・2'-m] トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設	
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	

番号	特 定 施 設 名	排出基準
		新設、既設一律
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	10 pg-TEQ/L
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
15	廃棄物焼却炉（大気基準適用施設）から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設	
17	フロン類の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
18	下水道終末処理施設（水質基準対象施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）	
19	本表第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	

第4項 設置者によるダイオキシン類の測定について

ダイオキシン類対策特別措置法により、特定施設設置者は毎年1回以上、事業場から排出される「排出ガス」「排出水」に含まれるダイオキシン類の汚染の状況について測定を行い、市長に報告するよう義務付けられています。

なお、廃棄物焼却炉を設置している事業者においては、排出ガスの測定と併せて集じん機等によって集められた「ばいじん」「焼却灰（燃え殻）」について測定を行い、その濃度に応じた処理を行う必要があります。

ただし、水質基準対象施設からの排水を下水道に排除するなど、ダイオキシン類を含む汚水又は廃液がその構造等から判断して公共用水域に排出されることがないと認められる場合には市長への報告義務はありません。

第5項 公害防止管理者の設置について

特定施設のうち政令で定める施設を設置する事業者は、公害防止管理者を設置する義務が課せられます。

第6項 罰則について

排出基準違反、改善命令違反、各種届出義務違反等に対しては、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、下記のとおり罰則が適用されます。

番号	違反内容	罰則
1	設置、構造等変更の未届出、虚偽の届出 (法12条、14条に係る違反)	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
2	計画変更命令違反、改善命令違反 (法15条、22条に係る違反)	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
3	設置、構造等変更の実施制限違反 (法17条に係る違反)	20万円以下の罰金
4	排出基準違反 (法20条に係る違反)	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

第7項 廃棄物焼却炉におけるその他環境関連法令との関係について

下記の事項に該当する施設は、ダイオキシン類対策特別措置法の届出とは別に、それぞれの法令に基づく届出又は許可が必要となります。

また、それぞれの法律に基づく規制が適用されますので、注意してください。

関係法令	対象規模	規制概要
大気汚染防止法	火格子面積 2 m ² 以上または 焼却能力 200 kg/h 以上	ばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、水銀等の排出規制
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)	大気汚染防止法規制対象(上記)または プラスチック類の焼却施設 100 kg/日以上	維持管理基準、構造基準に関する規制
水質汚濁防止法	廃棄物処理法許可(届出)施設のうち イ 一般廃棄物処理施設である焼却施設 ロ 国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物 処理業者が設置する廃棄物焼却炉 (湿式廃ガス洗浄施設を有するもの)	有害物質等の排水規制
金沢市環境保全条例	焼却能力 50 kg/h 以上 200 kg/h 未満 火格子面積 0.5 m ² 以上 2 m ² 未満	ばいじん、塩化水素、硫黄酸化物等の 排出規制

※ 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、金沢市環境保全条例に基づく届出先は、環境政策課です。廃棄物処理法に基づく届出先は、ごみ減量推進課です。

【問い合わせ先】

金沢市環境政策課

〒920-8577 金沢市柿木畠1番1号

TEL 076-220-2508

FAX 076-260-7193

E-mail kansei@city.kanazawa.lg.jp

○金沢市ホームページ URL

<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/>

○届出書ダウンロード

金沢市ホームページ>申請書ダウンロード>

事業者向けの申請書>産業・ビジネスに関する申請書>

環境>環境保全に関すること>申請書ダウンロード>ダイオキシン類関連